

有識者を交えた環境省と加美町の意見交換会資料
平成27年10月29日 12:30～14:00 TKPカンファレンスセンター

指定廃棄物最終処分場候補地

わけ
白紙撤回に「理由」あり
解決に「道」あり

平成27年10月29日

宮城県加美町

候補地の白紙撤回理由 その1

勾配30度以上の傾斜地

避けるべき地域に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準
1) 地すべり	地すべり危険箇所に該当するエリア
	地すべり地形箇所に該当するエリア
2) 斜面崩壊	砂防指定地に該当するエリア
	急傾斜地崩壊危険箇所に該当するエリア
	深層崩壊溪流区域（相対的な危険度の高い溪流区域）に該当するエリア
	勾配 30 度以上の傾斜地に該当するエリア
3) 土石流	土石流危険区域に該当するエリア
	土石流危険溪流に該当するエリア
4) 洪水	洪水浸水区域に該当するエリア
5) 雪崩	雪崩危険箇所に該当するエリア

平成26年6月16日の環境省の回答

3. 候補地の東側斜面(約40度の傾斜地)は崩壊しており、また県が設置した5箇所(5箇所)の砂防施設が長沼沢にはあるにもかかわらず、急傾斜地崩壊危険箇所や砂防指定地として除外されていないのは不適切ではないでしょうか。

【環境省の考え方】

- 選定手法に基づき、既存のデータを用いて、候補地そのものについて土砂災害の危険性の高い場所を除外し、候補地の抽出を行っています。このため、候補地周辺等の候補地以外の場所が急傾斜地崩壊危険箇所や砂防指定地に該当するか否かについては、詳細調査の候補地の選定時の検討対象とはなっておりません。
- なお、ご指摘のあった長沼沢について宮城県に確認を行ったところ、砂防指定地はありませんでした。

【これまでの回答】

- 選定手法において定めた評価に用いるデータについては、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本的な考え方としています。
- 選定にあたってはこの基本的な考え方のもとで、既存のデータを用いて、土砂災害の危険性の高い場所を除外しています。具体的には、候補地そのものについて、地すべり危険箇所、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、深層崩壊渓流区域(相対的な危険度の高い渓流)、土石流危険区域、土石流危険渓流、活断層・推定活断層に該当しているか確認しておりますが、田代岳の候補地はこれらの除外する地域に該当しておりません。
- 候補地の安全性について改めて詳細に確認するために、ボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。

評価基準
<u>地すべり危険箇所</u> に該当するエリア
<u>地すべり地形箇所</u> に該当するエリア
<u>砂防指定地</u> に該当するエリア
急傾斜地崩壊危険箇所に該当するエリア
<u>深層崩壊渓流区域</u> (相対的な危険度の高い渓流区域) に該当するエリア
<u>勾配 30 度以上の傾斜地</u> に該当するエリア
<u>土石流危険区域</u> に該当するエリア
<u>土石流危険渓流</u> に該当するエリア

候補地は勾配30度以上の傾斜地



平成26年4月18日
提供データ



平成26年5月26日
提供データ

平成26年8月20日の環境省の回答

【加美町からのご指摘】

「勾配30度以上の傾斜地」が候補地周辺の図面上からも環境省からの回答書からも隠されていましたが、なぜ意図的に隠したのでしょうか。

- このうち、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアについては、数値地図25000(国土交通省)の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出することとしています。選定においては、県全体で統一的に2001年10月時点のデータを用いており、データ上は田代岳の候補地内にも勾配30度以上の傾斜地が含まれておりました。
- 一方で、これらの作業に先立ち入手した、未利用等により利用可能な国有地・県有地に対しては、必要面積(2.5ha)を確保できる全ての箇所について、空中写真の利用も含めて、既存の知見による抽出結果と情報が異なっていないか確認しました。
- このうち、田代岳についてのみ、「更地、岩石採取跡地」という情報に対し、上記の計算結果と明らかに齟齬があることが判明し、空中写真の利用を通じ、更地であることを改めて確認しました。
- さらに、現地確認により確認した結果、なだらかな土地で必要面積が確保可能であると判断しました。そのため、「更地、岩石採取跡地」という現状を反映した情報を利用することが適切と判断したものです。

回答は議論のすり替え

評価基準
地すべり危険箇所に該当するエリア
地すべり地形箇所に該当するエリア
砂防指定地に該当するエリア
急傾斜地崩壊危険箇所に該当するエリア
深層崩壊溪流区域（相対的な危険度の高い溪流区域）に該当するエリア
勾配 30 度以上の傾斜地に該当するエリア
土石流危険区域に該当するエリア
土石流危険溪流に該当するエリア

「勾配30度以上の傾斜地」は、斜面崩壊する地域を避けるための評価項目であり、必要面積を確保できるならかな地形の土地であるかどうかを判断するための評価項目ではない。

50度近い掘削面

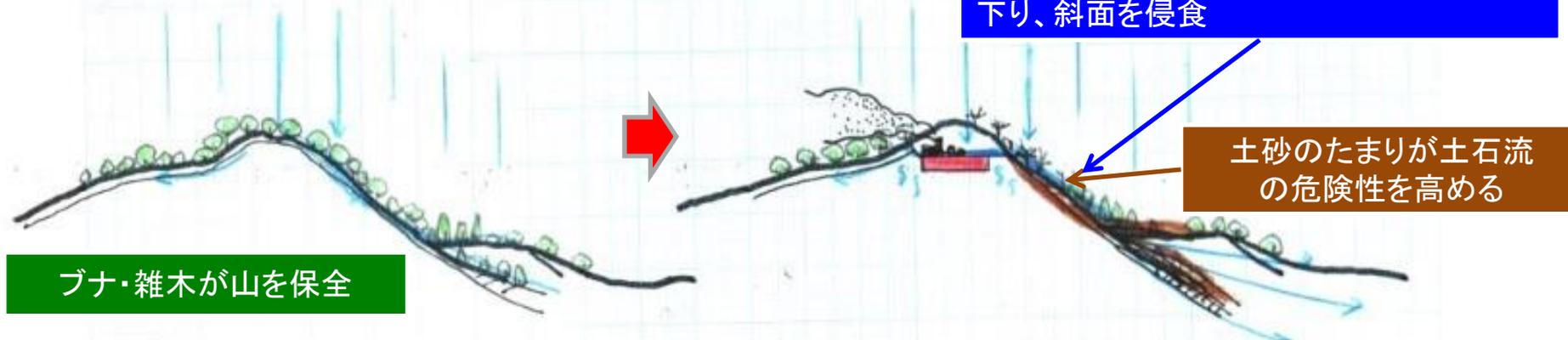
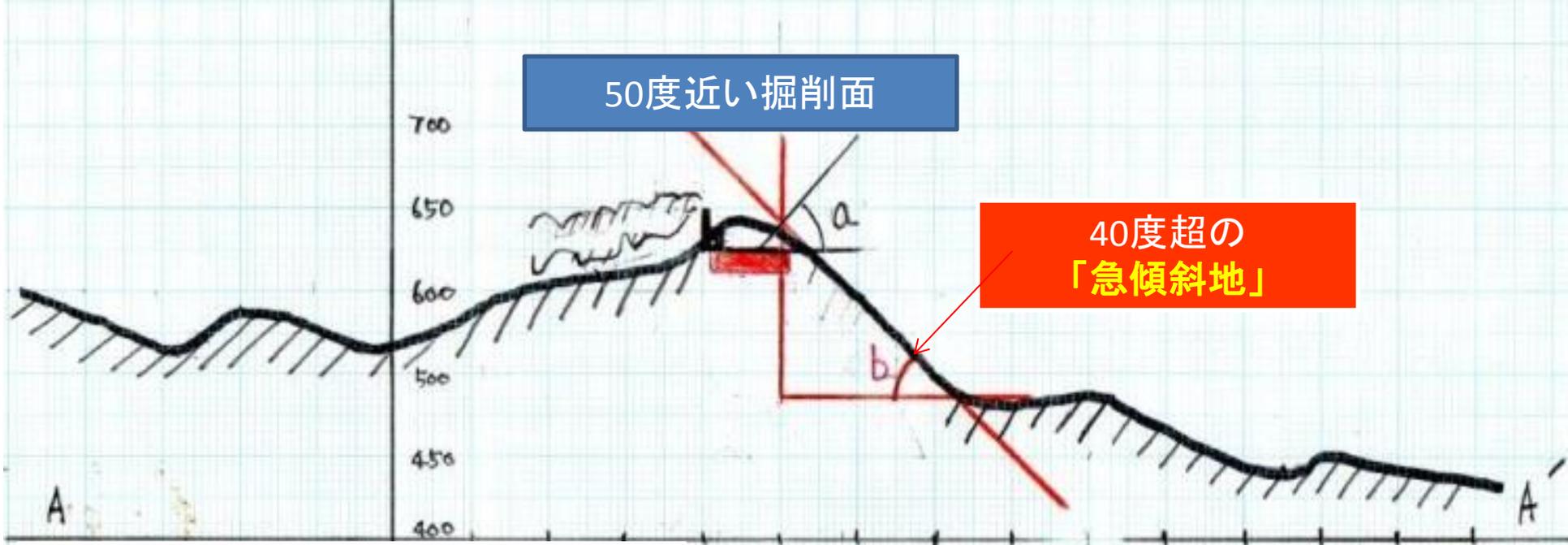
40度超の
「急傾斜地」

斜面浸食が進む
避けるべきエリア

雨は地面を強くたたき、腐葉土を流し、
徐々に斜面を侵食。
処理施設の敷地に降った雨が水路を流れ
下り、斜面を侵食

土砂のたまりが土石流
の危険性を高める

ブナ・雑木が山を保全



候補地から除外されるべき場所

自然の斜面崩壊・凝灰岩の風化

候補地

猛烈な水流と越水による浸食・土砂流出

候補地の白紙撤回理由 その2

面積不足

面積要件の一方的な変更

月 日	相手方等	必要面積
H25.11.11	第4回市町村長会議	<u>2.64ha</u>
<h2>10日間の謎</h2>		
H25.11.21	環境省現地確認	<u>2.5ha</u>

(平成26年10月の環境省回答)

第4回市町村長会議(平成25年11月)で確定した選定手法においては、平成24年11月末時点における宮城県内の指定廃棄物等の保管量を基礎として算出した必要面積として2.64ヘクタールを示していますが、その際、併せて、「この面積は平成24年11月末時点の保管量に基づいており、実際の候補地の抽出にあたっては最新の保管量で再計算を行う必要がある。」(第4回市町村長会議(平成25年11月11日)資料1(別紙1)11ページ)としています。つまり、確定した選定手法においては、必要面積について、最新の保管量のデータを基礎として算出された値を用いることを含め、市町村長会議においてご説明・提示をし、確定させていただいたものです。

この選定手法に基づき、**保管量について最新の値(平成25年8月末時点)を基礎として算出した必要面積を用いて選定作業を行い、その結果を第5回市町村長会議(平成26年1月20日)においてお示したところ**です。

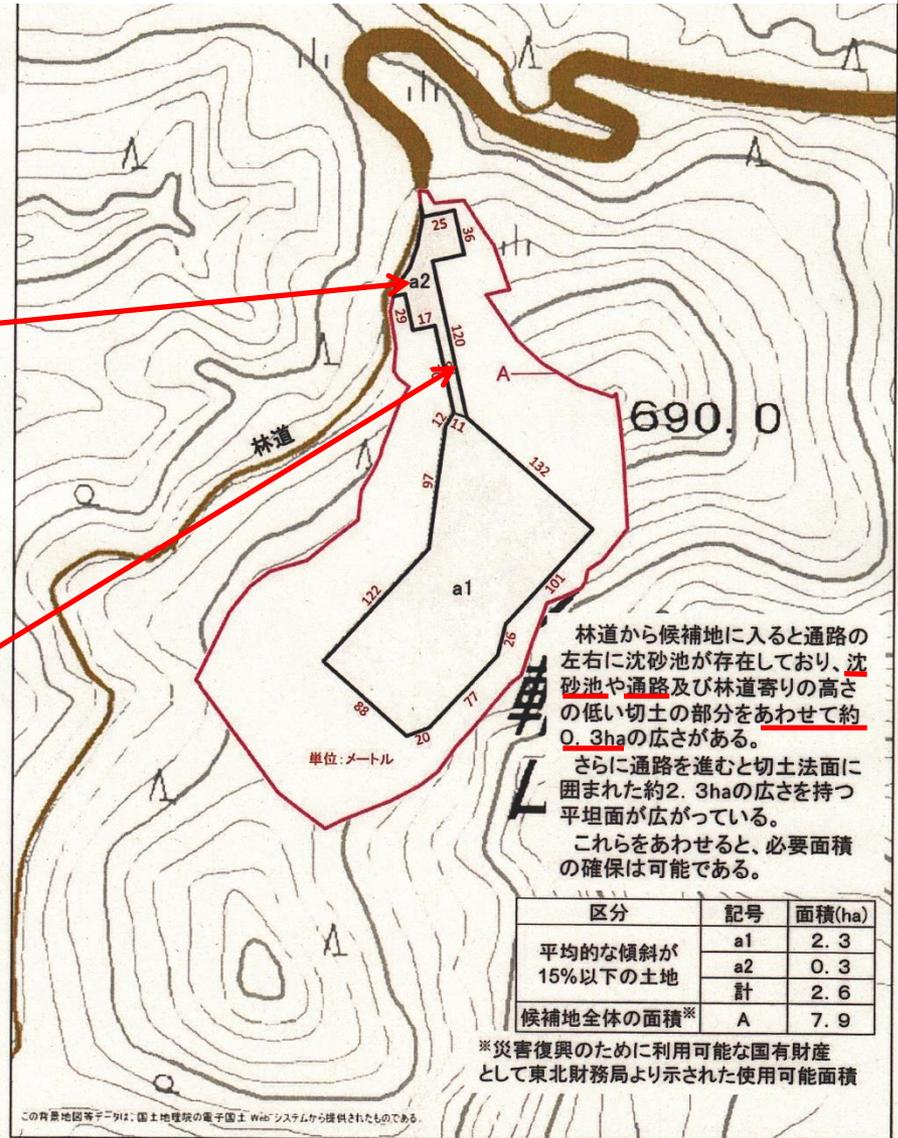
つじつま合わせの環境省の回答



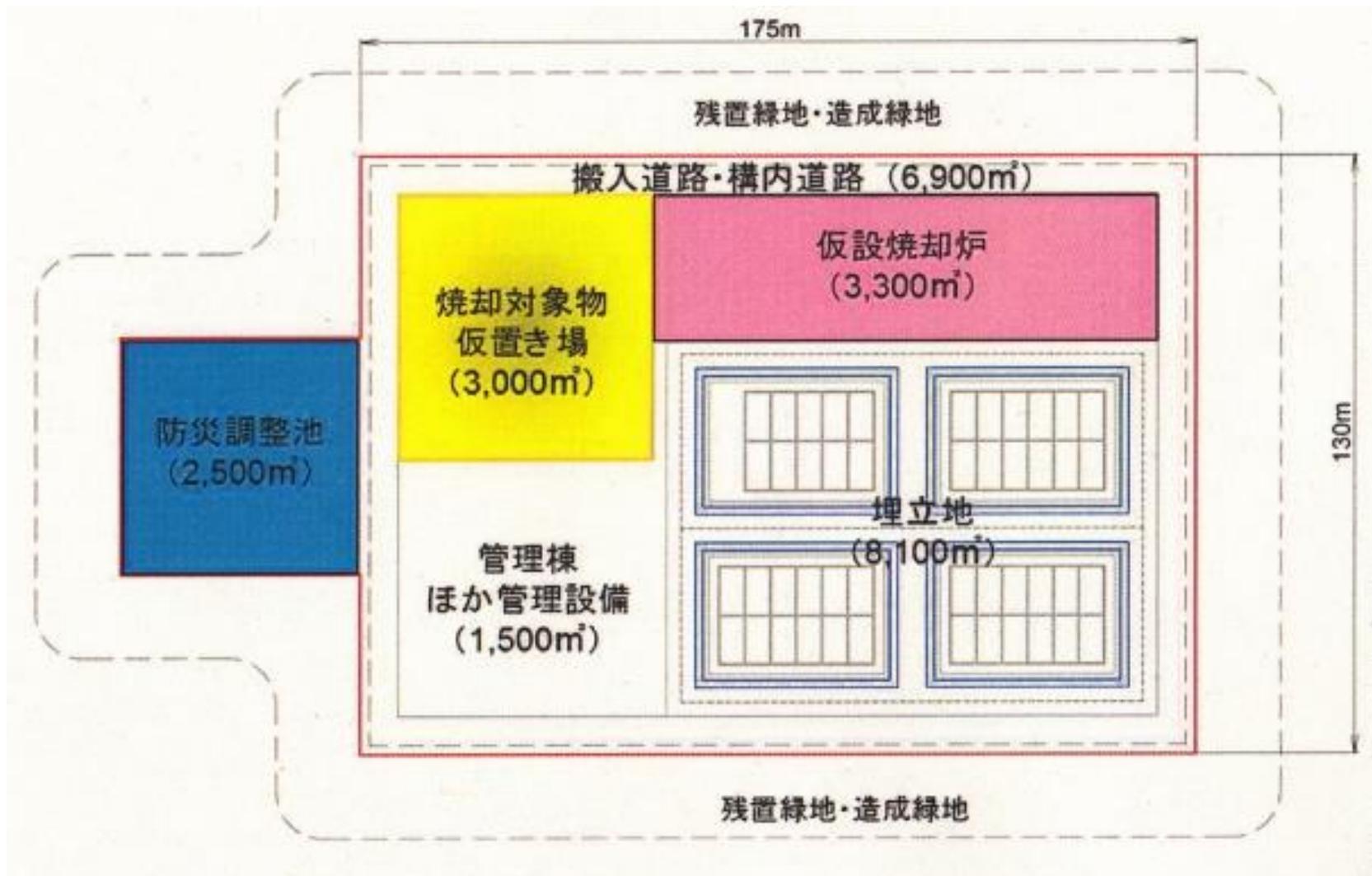
沈砂池



通路



国が示した処分場の配置図



候補地から除外すべき国有地



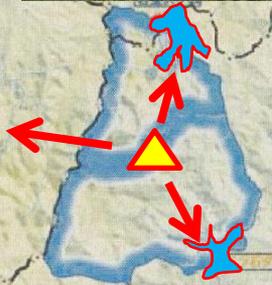
候補地の白紙撤回理由 その3

**宮城県水道水源
特定保全地域**

廃棄物処理の原則に反する



岩堂沢ダム



ニツ石ダム



(宮城県)

凡	例
記号	名称
用水受益	大崎西部地区
	鳴瀬川地区
	江合川地区
	大崎地区
排水受益	排水受益
ダム	ダム
頭首工	頭首工
幹線用水路	幹線用水路
排水機	排水機
揚水機	揚水機
幹線排水路	幹線排水路

江合川水系

受益面積 10,425ha

(1市3町)

加美町

大崎市

涌谷町

色麻町

鳴瀬川水系

受益面積 9,736ha

(2市5町)

美里町

東松島市

松島町

15
東松島市



評価指標の趣旨と回答の矛盾

水源との近接状況は、「**安心**等の地域の**理解**がより得られやすい地域を選定するための評価項目及び評価指標」



「**県指定の水道水源であることは全く考慮せず、水利点からの距離で判断する**」との回答



白紙撤回しかない！

1. 勾配30度以上の傾斜地
2. 面積不足
3. 宮城県水道水源特定保全地域

**新たな被害者を出さない
現実的な解決に向けて**

現実的な解決に向けた道筋

国が指定廃棄物の再調査を実施

技術開発



福島の保管

国の責任で全量を安全に保管

特措法改正



基本方針の見直

指定廃棄物は東電敷地で処分

計画見直しを求む！

